

北陸新幹線車両W7系の商品化権使用許諾につきまして

北陸新幹線車両W7系の商品化許諾の手続き等についてご説明させていただきます。

- 1 対 象 北陸新幹線車両W7系
 - 2 ロイヤルティ 商品の場合
原則、商品売上金額（税抜き）の3%
販促品（チラシ、ポスターなど）の場合
原則、販促品の代金（税抜）の3%
※ただし、上記以外の取扱いをさせていただく場合もあります。
 - 3 許諾表示 商品自体またはパッケージなどに「W7系」と表記していただき、「JR西日本商品化許諾済」と表記していただきます（「JR西日本承認済」と表記していただくこともあります）。
 - 4 お支払方法 商品によって異なりますので、別途ご相談させていただきます。
 - 5 契約手続 次のような順序で手続きが進みます。
 - (1) 貴社から商品の企画書をお送りいただきます。
 - (2) 弊社で、企画を確認させていただいた後に「商品化権使用許諾申請書」様式をお送りします。
 - (3) 貴社から商品化権使用許諾申請書と必要書類をお送りいただきます。
 - ①最新の企画書
 - ②印鑑証明書
 - ③決算書類（過去2期分）
 - ④会社概要
 - ⑤商業登記簿謄本

※ 販促品の場合、販促品の見積書もお送り下さい。

 - (4) 弊社において「商品化権使用許諾契約書」案を作成し、御社にご確認いただいてご了承いただきましたら、契約を締結させていただきます。
- 6 商品デザインの確認
 - (1) 修正可能な段階で商品デザインやパッケージ等のデザインを確認させていただきます。
 - (2) 商品の販売に先立ち、完成品サンプル3個（原則）をお送りいただきます。
- 7 そ の 他 その他の契約条件等、ご不明な点などにつきましては別途ご説明させていただきますので、弊社担当宛てにご連絡下さい。

以 上